

各種特設相談 相談者の秘密は厳守します。気軽に利用ください。				
相談名	日時	場所(所在地など)	相談内容	問・申込
子どもの心理相談会	9月22日(月)10時、11時、13時、14時(予約制)	矢本保健相談センター	お子さんの成長や育ちに合わせたかわり方について、心理士による個別相談	健康推進課子ども健康係 ☎内線3108
こころの健康相談(精神保健福祉相談)	9月11日(木)14時、15時、16時(予約制)		精神科医療機関への受診を迷っている、眠れないなどのこころの悩みを抱えている方・そのご家族に対する精神科医による個別相談	健康推進課健康支援係 ☎内線3109
精神保健福祉相談	9月12日(金)14時～17時(予約制)	宮城県東部保健福祉事務所 (所在地:石巻市あゆみ野5丁目7番地、宮城県石巻合同庁舎)	眠れない、イライラする等のこころの健康について相談したい方や精神科のクリニック等への受診を迷っている方・家族に対する精神科医による個別相談	宮城県東部保健福祉事務所 母子・障害班 ☎95-1431
アルコール関連相談	9月19日(金)10時～15時(予約制)		アルコールやギャンブル関連の問題で困っている方・家族・関係者に対する精神保健福祉士による個別相談	
思春期・ひきこもり専門相談	9月11日(木)13時～17時(予約制)		ひきこもり状態にある方、または家族や関係者に対する精神保健福祉士による個別相談	
無料人権相談(司法書士会合同)	10月6日(月)10時～15時	市コミュニティセンター	担当 石巻司法書士会、東松島市人権擁護委員	市民生活課戸籍住民係 ☎内線1122
特設人権相談	9月5日(金)10時～15時※予約不要	小野市民センター	いじめ、暴力、隣近所とのめめ事、その他人権に関する相談	仙台法務局石巻支局 ☎22-6188 市民生活課戸籍住民係 ☎内線1122
消費生活相談	月・水・金曜(祝日を除く)9時～15時	市役所市民生活課(1階:消費生活相談室)	悪質商法、不当請求、契約トラブル(クーリングオフ)などの消費生活をめぐる問題に関する相談	市民生活課消費生活相談員 ☎内線1294
行政相談	9月12日(金)13時～15時	市役所矢本庁舎第1休養室	国・自治体の行政や郵便局・NTT、独立行政法人などの業務に関する相談	総務課総務係 ☎内線1217
法律相談	9月18日(木)10時～16時	市役所矢本庁舎101会議室	弁護士による家族、多重債務などの法律相談	
税務相談	9月22日(月)10時～16時		財産分与、税関係書類の記入方法、確定申告遺言、相続などの相談	
不当要求等無料出張相談	9月9日(火)13時～16時	石巻市水産総合振興センター(所在地:石巻市魚町2丁目12-3)	民事介入暴力担当弁護士や宮城県警察本部警察官などによる不当要求に関する困りごと相談(相談無料)	(公財)宮城県暴力団追放推進センター ☎022-215-5050 宮城県警察本部組織犯罪対策第一課 ☎022-222-8930
相続登記専門司法書士無料相談会	9月24日(水)13時、14時、15時、16時	市役所 会議室	不動産の相続が生じたが何から始めれば良いか相談したい、将来子供に不動産を相続するのにトラブルがないように準備したいなどのお悩みに、司法書士が相談をお受けします。 ■対象 市内にある不動産の所有者、またはその相続人(今後見込みのある方を含む)	■申込 宮城県司法書士会へ電話予約(相談枠は先着順) ☎022-263-6755 ■問 復興政策課地方創生・基地対策係 ☎内線1234
みやぎ女性のための出張相談in石巻(参加無料)	9月3日(水)、10月1日(水)、11月5日(水)いずれも10時30分～16時(1人約50分)	県石巻合同庁舎	NPO法人ハーティ仙台の女性相談員が、人間関係で悩む女性の個別相談に応じます。ひとりでも悩まず、ご相談ください。 ■対象 県内在住で、DVや離婚、パワハラ、セクハラ、家庭の問題、シングルマザーの子育てなどで悩んでいる女性(匿名での参加可)	■申込 相談日の前日15時までに電話で申し込みください。 ※託児はありません。 ■問 宮城県東部保健福祉事務所母子・障害班 ☎95-1431

国民ねんきんだより
～年金生活者支援給付金制度について～

10 10月10日(水) 16 16日(金)

10月10日(水) 16日(金)

10月10日(水) 16日(金)

年金生活者支援給付金とは

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象となる方

1. 老齢基礎年金を受給している方
(以下①から③の要件をすべて満たしている必要があります。)
①65歳以上である
②世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
③前年の公的年金等の収入額とその他の所得との合計額が昭和31年4月2日以後に生まれの方は889,300円以下、昭和31年4月1日以前に生まれの方は887,700円以下である

2. 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
(以下④の要件を満たしている必要があります。)
④前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下

■請求手続き

1. 新たに年金生活者支援給付金を受け取りできる方
対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨の案内が9月初旬頃から順次届きます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

2. 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

■問 日本年金機構『給付金専用ダイヤル』
☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

消費生活情報
～点検商法あれこれ～

16 16日(金)

16日(金)

16日(金)

「屋根が傷んでいるのが見えました。火災保険を使えば無料で修繕可能です、申請代行します」
「分電盤古いと漏電しますよ」
「ガス・電気・水道検査です。ガス会社、電力会社、水道局の方から来ました。」



消費者庁イラスト集から

このようなことを語る訪問は、高額な修繕工事を契約させることが目的です。火災保険を使って直せると言われても、古くなって傷んだ為の修繕は保険の対象にはなりません。逆に高額な手数料やキャンセル料金を請求される場合があります。

最近急増しているのは、分電盤(ブレーカー)点検に関する勧誘です。電力会社と関係があるふりをして勧誘し、点検後に漏電の危険がある等と不安をあおり、交換させる手口です。電力会社が行う無料の法定点検は、事前にハガキなどで通知し、点検後に調査員が工事を勧誘することはありません。電話勧誘した業者に点検された場合には、交換をすすめられても即決せず、電力会社や電気工事業者などに状況を確認してもらいましょう。

また、太陽光パネルも点検が義務化されたという勧誘が増えていきます。即答はさけて、設置した会社などに問合せみましょう。

～お買い物や契約で、心配なときや困ったときは相談窓口へ～

■問・相談先 市役所矢本庁舎1階 市民生活課消費生活相談窓口
月・水・金曜日(祝日を除く)9時～15時 ☎内線1294
火・木曜日は東部地方振興事務所県民サービスセンター(石巻合同庁舎内)☎93-5700(平日)または消費者ホットライン 188
直接相談に行く場合は、事前に空き状況を確認してください